

定 款

力ネコ種苗株式会社

カネコ種苗株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、カネコ種苗株式会社と称し、英文では、
KANEKO SEEDS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農産種苗の生産および販売
2. 花き、園芸ならびに造園に関する事業
3. 農業薬品(ただし毒劇薬を含む)、防疫薬剤、動物薬剤、工業薬剤および医薬品等の販売
4. 農業機械類の販売修理
5. 肥料、飼料の生産加工および販売
6. その他農業用生産資材の製造および販売
7. 農業土木工事の請負
8. 印刷、製袋の加工および販売
9. 建築工事の設計、管理および施工
10. 不動産の賃貸
11. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を群馬県前橋市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は19,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱)

第 9 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

2. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 13 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役の員数は、5名以上とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 20 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の事情がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののはかは、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によつて定める。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 27 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第 28 条 当会社の監査役の員数は、3名以上とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の事情がある場合は、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののはかは、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、剰余金の配当および中間配当には利息をつけないものとする。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。